

# 業務契約書

委任者 (以下「甲」という) と、受任者 税理士法人SBL (以下「乙」という) は、税務・会計の業務に関して下記のとおり契約を締結した。

## 第1条 委任業務の範囲

乙が甲のために行う業務の範囲は次の項目とし、その他の業務については別途協議する。

- 記帳の代行、会計処理に関する指導及び相談
- 税務書類作成、税務代理及び税務相談
- 税務調査の立会い及び税務当局との折衝
- 給与計算の代行及び税理士業務に付随して行うことが認められている社会保険の手続き

## 第2条 契約期間

- 令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの1年間とする。

ただし、双方より意思表示のない限り、自動継続することを妨げない。

## 第3条 報酬の額

- 報酬は乙が定める報酬規程に基づき、月額 円とする。  
なお、年末調整及び決算書類作成にかかる報酬については、上記報酬に含むものとする。
- 税務調査立会い報酬については、日額50,000円とする。  
上記各報酬の額には別途消費税が付加される。
- 報酬の額は第1項に関わらず改訂することができる。

## 第4条 支払時期及び支払方法

報酬自動支払制度を利用し、当月分の報酬を当月22日に、指定の預金口座から支払うものとする。

## 第5条 資料等の提供及び責任

- 甲は、委任業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料(以下「資料等」という)を、十分な時間的余裕をもって乙に提供しなければならない。
- 資料等は、乙の請求があった場合には、甲は速やかに提出しなければならない。甲の資料提供の不足、不備等に起因する不利益は甲において負担する。
- 甲は、その事業活動において、多額の設備投資、役員の変更、株主の異動などを行う場合には、事前に乙に報告しなければならない。

## 第6条 情報の開示と説明及び免責

- 1 乙は甲の委任事務の遂行に当たり、とるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、並びに相対的な判断を行う必要があるときは甲に説明し、その承諾を得なければならない。
- 2 甲が前項の乙の説明を受け承諾をしたときは、当該項目につき後に生じる不利益について乙はその責任を負わない。

## 第7条 守秘義務

乙は、甲の信用や名誉を損なう恐れのある情報、及び委任業務に関連して知り得た情報について、甲の承諾なしに第三者に開示または漏えいしてはならない。

## 第8条 損害賠償

乙は、乙の業務の遂行に重過失があった場合に限り、債務不履行により甲に与えた損害額を賠償するものとする。ただし、乙の負う損害賠償額の範囲は、本契約の年間報酬金額を限度とする。

## 第9条 契約の解除

本契約期間中において、甲又は乙が本契約を解除するに当たっては、少なくとも3ヶ月前にその旨を相手方に予告しなければならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合に限り、甲又は乙は相手方に告知することにより本契約を解除することができる。

## 第10条 その他

本契約に定めのない事項並びに本契約の内容につき変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

委任者（甲）

Ⓜ

受任者（乙） 大阪市北区梅田2丁目6番2号 パシフィックマークス西梅田4階  
税理士法人SBL

代表社員 八木 正宣

Ⓜ